

令和5年 4月 11日

武雄市長 小 松 政 様

（武雄市議会議長経由）

会 派 名 政策新風会

代表者名 末 藤 正 幸



政 務 活 動 費 実 績 報 告 書

武雄市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり令和4年度政務活動費の実績を報告します。

交 付 年 月 日	令 和 4 年 4 月 2 2 日
文 書 番 号	武 市 総 第 5 2 号
交 付 年 度	令 和 4 年 度
完 了 年 月 日	令 和 5 年 3 月 3 1 日
交 付 決 定 金 額	1 8 3, 0 0 0 円

令和4年度事業報告書

(会派名 政策新風会)

月 日	事 業 内 容	備 考
令4 5月1日 ゝ 5月31日	調査活動	
8月1日 ゝ 8月31日	調査活動	
11月1日 ゝ 11月30日	調査活動	
令5 1月10日 ゝ 1月31日	議会報告	
2月1日 ゝ 2月27日	調査活動	

令和 5年 4月11日

武雄市議会議長 吉川里己様

会派名 政策新風会

代表者名 末藤正幸



収 支 報 告 書

武雄市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第6条の規定により、次のとおり令和4年度政務活動費の収支を報告します。

1 収 入

政務活動費 183,000 円

2 支 出

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費	64,320円	
広 報 費	22,300円	
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費	959円	
資 料 購 入 費	48,411円	
人 件 費		
事 務 所 費	53,147円	
計	189,137円	

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残 額 0 円

様式第9号 (第6条関係)

出 明 細 書

項 目	研修費					
金 額	64,320 円					
摘 要	研修会参加費用					
支出明細書	種 別	単 価	数 量	金 額		
	研修会受講代	30,000 円	1 回	30,000 円		
		計			30,000	
	支出明細 (調査旅費用)	目 的	場 所	期 日	人 員	金 額
研修参加		東京都	2023年2月19日 ~2月21日	1 人	34,320 円	
計					34,320	

政務活動費 領収書写し《令和4年度分》

【科目】（いずれか1つに○をつける）

調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

金額	¥30,000-	円
支払先	地方議員研究会	
内容	研修会受講代	

【領収書添付欄】注：領収書が重ならないように貼ってください。

領収証

2023 年 2 月 20 日

豊村貴司 様

★ ¥30,000

但 2/20 10時～ 高齢化の進展・人口減少に対応した交通まちづくり
 2/20 14時～ 地域公共交通活性化再生法の改正と地域公共交通計画
 研修会受講代として

上記正に領収いたしました

地方議員研究会

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田1-2-1

大阪駅前第2ビル2階50号室

TEL.050-6864-1694



政務活動費 領収書写し《令和4年度分》

【科目】（いずれか1つに○をつける）

~~調査研究費~~ 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

金額	34,320-	円
支払先	株式会社一休	
内容	研修交通費・宿泊費	

【領収書添付欄】注：領収書が重ならないように貼ってください。

領収書

再発行 (3)

発行：Y0000149194
表示日：2023年4月9日

下記、正に領収いたしました。

宛名 豊村貴司 様

金額 **¥34,320 -**
※但し、航空券代・宿泊代等として
(クレジットカード決済)

受付番号 YA0704359140

旅行期間 2023年2月19日 ~ 2023年2月21日

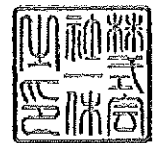
決済日 2023年1月6日


株式会社一休

〒102-0094

東京都千代田区紀尾井町1-3

東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー10階



令和4年度 研修等報告

政策新風会 豊村貴司

1. 旅程概要

(1) 研修

○研修テーマ

地域公共交通特別講座

「高齢化の進展・人口減少に対応した交通まちづくり」

「地域公共交通活性化再生法の改正と地域公共交通計画」

○主催

地方議員研究会

○講師

井原 雄人 氏

(早稲田大学スマート社会技術融合研究機構 電動車両研究所 研究員客員准教授)

○日程

令和5年2月20日

○研修会場

東京都千代田区 リファレンス新有楽町ビル

○研修目的

武雄市においても地域公共交通に対しては、住民の移動手段確保のため、運航会社に補助を行いながら、またコミュニティバスとしてほんわカーの運行などを行い、地域公共交通の確保に取り組まれている。しかし、反面、課題の声もある。今回の研修により地域公共交通について先進地の事例や概要などを知り、武雄市における地域公共交通に対する政策検討を行うことを目的とした。

(2) 国会議員訪問 (意見交換)

○訪問対象者

田中 昌史 参議院議員 (理学療法士)

○訪問先

参議院議員会館 田中 昌史 事務所

○訪問日

令和5年2月21日

○訪問目的

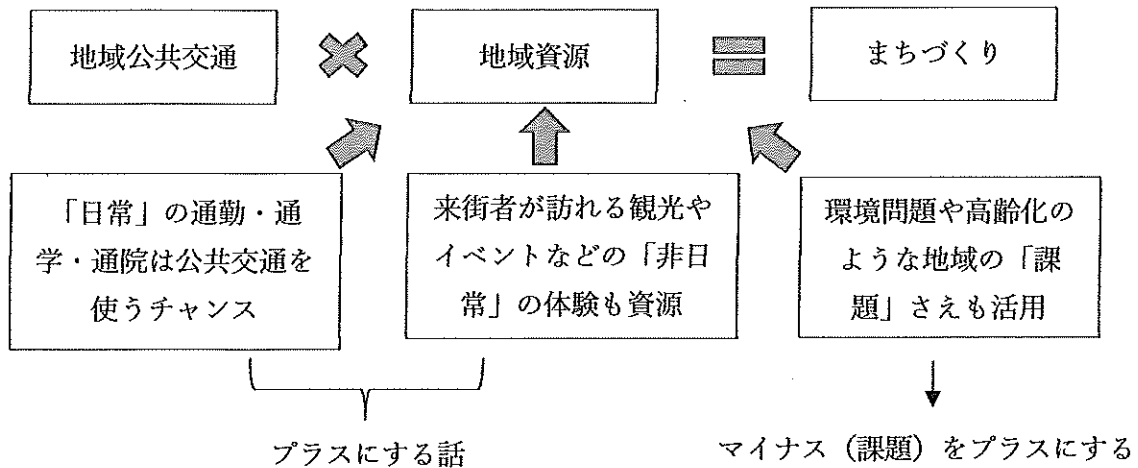
私自身理学療法士であり、現在は議会における活動をしながら、市における医療や介護、健康づくり事業などについて調査も行っている。今回、理学療法士でもある国会議員を訪問し、武雄市における取組の現状を話しながら、意見交換を行い、今後の情報提供等につなげる。

2. 研修概要

(1) 「高齢化の進展・人口減少に対応した交通まりづくり」

- ・地域公共交通を交通事業者の内部補助を含む独立採算や、自治体からの赤字補填だけで維持することは困難となっている。「移動手段」としての価値だけでなく、地域資源と組み合わせることで「まちづくりの手段」としての価値を見出す必要がある。

→こういう視点で地域公共交通を見た方がいい。



- ・地方都市の人口と高齢化の現状としては、高齢化率は上がるが、高齢者の人口（実数）は減少する。
→高齢化率が上昇するだけでなく人口そのものが減ることが問題。
- ・高齢者の免許保有と免許返納では、65歳以上で免許を返納した人は2%ほどの微々たるもの。今後の成年層（特に女性）の免許保有率は高い。
- ・地域公共交通の府のスパイラルとして、利用者側の課題は、モータリゼーションの進行や地方部での人口減少、ICT技術の発展などにより、さらなる公共交通利用者の減少の負のスパイラルとなる。事業者側の課題としては、地方においては、コロナ関係なく8割は赤字であった。車両費（排ガス対応などで車両費が上がっている）・燃料費の高騰、運転手不足の深刻化、求められるサービスの多様化（おもてなし、接客など運転手の負担）などによるサービス水準の低下（減便、運賃値上げ）などの負のスパイラルとなっている。運転手の拘束時間が長いこともある。
- ・地域公共交通の定義（地域公共交通活性化・再生法）

第二条（定義）1. 地域公共交通 地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動または観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関をいう。

公共交通事業者等としては、イ. 鉄道事業法による鉄道事業者 ロ. 軌道法による軌道経営者（路面電車） ハ. 道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業者（バス）及び一般乗用旅客自動車運送事業者（タクシー）並びに自家用有償旅客運送者（特定の者お需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送するを除く 2020年法改正により追加） など。

・地域公共交通に求められる役割と価値

地域住民の移動手段の確保

運転のできない学生・生徒や高齢者、障がい者、妊婦等の交通手段の確保

人の交流の活発化

観光客等の来訪者の利便性や地域内での回遊性の向上により人の交流を活発化

まちなぎわい創出や健康増進

外出機会の増加による、にぎわいの創出や歩くことによる健康増進

コパ+外シティ+ネットワークの実現

都市機能を集約した拠点同士や拠点と居住地域を結ぶ交通手段の提供

・地域住民の移動手段の確保としての事例

「岐阜県中津川市 高校生のバス通学支援」

行先は市外の高校も対象に、市内から通えることが重要（定住促進）。

若いうちから公共交通に乗り慣れることで、公共交通の可能性を認識。

利用促進は間接的に地域のバス事業者の支援にもなる。

バス運賃は割高だが、送迎負担を考えればバス通学の方が割安。

→高校生の30%がバス通学した結果、事業者の収益の半分は通学定期券となった。

・人の交流の活発化としての事例

「京都市 来訪者のための利用案内」

路線が多いなど、充実している（しすぎている）公共交通は、全ての利用者を対象にしているのでは情報量が多すぎる。

→利用者の目的に合わせた最適な情報量での利用案内の提供を行った。

・まちなぎわい創出や健康増進の事例

「松本市 商店との連携によるにぎわいの創出」

移動先となる商店等と連携し、インセンティブを付与することで利用促進。

乗車ごとにポイントカードに押印し、枚数ごとに各店舗でサービスを交換。

時刻表へ広告掲載（35000部）と共に新たに送客効果を創出。

→運行側が費用負担をしないインセンティブによる利用促進

「群馬県桐生市 徒歩距離・座位時間への影響調査」

徒歩距離については、コミュニティバスを利用する日は6800歩増加。

座位時間については、コミュニティバスを利用する日は200分減少。

→コミュニティバスを利用するというだけでなく、行った先での活動が増加。

外出促進が健康にいい。

「千葉県柏市 高齢者自立のための要因調査」

地域サロンでの各活動（身体活動・文化活動・地域活動）の有無とフレイルに対するリスクの関連性を分析。

活動の種類減少によってフレイルに対するリスクが上昇するが、身体活動のみではフレイルの予防限界があることが分かった。

身体活動内・他の活動（文化活動、地域活動）ありの方のフレイルに対するリスクは全て行っている人の2.2倍。身体活動ありで他の活動を行っていない方のリスクは6.4倍。

→人が集まる場所に行くことが身体活動だけよりもいい。人が集まる場所を作ったり、その場所への移動手段を確保する。

・コンパクトシティ+ネットワークの実現について

立地適正化計画との連携によるコンパクトプラスネットワーク。

立地適正化計画とは、都市の持続性を確保するために居住誘導区域と商業や医療などの集約した都市機能誘導区域の立地を繋ぐ公共交通の充実を図ることで、多極ネットワーク型コンパクトシティを構築する。

・地域公共交通は誰が維持するのか（地域公共交通活性化・再生法）

結論としては、誰がやれということはない。現実には、国も行政も交通事業者も努めなければならぬとされている。維持しなさいとは書かれていない。

→国、行政、交通事業者に地域公共交通を維持する責務はない。利用者も含めた関係者が連携して取り組むことが必要。

・自家用有償旅客運送の現状としては、路線バスの撤退による公共交通空白地域の拡大により、団体数（440市町村）・車両数ともに増加。撤退した路線の代替であるため、利用者数（相乗り率）は少なく収支率は低い（市町村からの補填が大きい）。既存公共交通と同様に運転手の高齢化による担い手不足が深刻化。

・デマンド運行のパターン

①迂回ルート型

定時定路線の運行に加えデマンド時のみ迂回して運行。

デマンドをした人は最寄りまで乗車でき利便性は向上するが、元々乗っていた人には余計に時間がかかり定時性が失われる。

②地域お迎え型

地域内をデマンドで周回し利用の多い目的地へ運行。

利用の多い場所が限られていれば、地域内のみデマンドで運行し、目的地への到着は定時運行できる。

③路線不定期型

路線と運航時刻を設定するが、デマンド時のみ運行。

観光地など特定の時間・曜日に需要が集中する場所では、需要に合わせた運行となるため空車を避けることができる。

④区域運行型

決められた区域の停留所間をデマンドに応じて運行。

区域内に限れば一般のタクシーと同様の利便性を提供できるが、需要の異なる運行となるため相乗は減少する。

・区域運行の事例

「新潟県三条市」

コミュニティバスを廃止し市内全域を対象としたデマンドタクシーびよる区域運行を実施。市内 610 か所の停留所を設置（半径 300m に 1 か所）。

1 日平均 400 人の利用があるが 81%が一人での乗車。相乗りを促進するための複数乗車時に割引制度（通常 400 円/人→300 円/人）を導入。

利用者が増加したことでコミュニティバスに比較して、市の負担額は 61%増加したが、利用者一人当たりに対する負担額は 29%減少。

→コミュニティバスからのダウンサイジングでコスト削減のはずが、便利になったけれどもむしろコストは増加。

・地域高校共通の街づくりに与える効果

「愛知県瀬戸市の取り組み」

菱野団地の概況：人口減少に加えて、同時期に入居した世代が一斉に高齢化。

高齢化により入居当時は歩けた 500m が歩けなくなり公共交通空白地域が拡大。

従来のアンケート調査に加えて、多様な住民ニーズを把握するための市民ワークショップを開催。これまで主な対象としていた高齢者だけでなく、利用する可能性のある（免許を持っていない）大学生・高校生にも参加を呼びかけ。コミュニティバスの運行だけを考えるのではなく、「移動」に関わる課題を広範に把握。時間・お金・具体的な方法の制約なく、課題が解決された理想のコミュニティを提案→みんなが利用したくなる理想（妄想）の交通のあるコミュニティを共有。

お買い物という課題へのアプローチについて、移動ができないというのは手段の問題で、根本的な課題は買い物ができない=生活ができない。買い物に行けなくても買い物が来てくれることも課題の解決策となりえる。コミュニティ交通・移動販売・通販（デリバリー）

運行協議会・住民説明会については、市民ワークショップで検討した理想を実現するために菱野団地コミュニティ交通運行協議会を組織。運行協議会に参加できない住民に対しては自治会ごとに住民説明会を開催して検討状況を共有。市役所（法制度）・交通事業者（道路状況・乗り換え）はオブザーバーとして情報提供。

→住民が自ら短期・長期で取り組むことの優先順位を決定。

路線バスへのフィーダー路線を自治会が主体となった「住民バス」として運行。

求められていたのは市中心部への移動ではなく団地内の便利な移動。→運行状況を共有し改善に繋げるための菱野団地コミュニティ交通運行協議会を月 1 回継続的に開催。利用者と最も近い運転手からの意見を踏まえて運行ダイヤ・ルートを変更。

9人乗りの車両で平均8人前後の乗車と極めて高い乗車率（市内の他のコミュニティバスは2.3人）。通勤通学といった実際の移動に関わる満足度より、商店街の活性化や住民同士の交流に対する満足度の方が高い。→移動手段としてだけでなく、地域に様々な影響を与えたことで高い乗車率を実現。満足度が高いこと、交通を維持することでの最大のまちづくり。住民自らが作り上げる成功体験から新たな団地再生の取り組みへ展開。

（2）「地域公共交通活性化再生法の改正と地域公共交通計画」

- ・改正は2020年。現在の国会でまた改正の議論あり。→地域公共交通再構築事業（社会資本整備総合交付金）、エリア一括協定運行事業。
- ・規制緩和の法制度から公共交通の維持（活性化・再生）へと転換。
- ・公共交通ネットワーク形成に加え、持続可能性のある旅客運送サービスの提供の確保を目的とした「地域公共交通計画」作成の努力義務化。→作らなくても罰則はないが、作らないとアメはない。
- ・地域公共交通計画の記載すべき事項として、基本方針には、地域が目指すべき将来像と公共交通の果たす役割をを明確化、まちづくりや観光振興などの多様な分野との連携などを盛り込む。→公共交通の基本方針だけではなく、まちづくりとして地域の将来の方針を書く。計画期間は原則5年であるが、5年の中で改善したい。
- ・交通サービスの組み合わせの事例

「兵庫県豊岡市」

1999年、内部補助が限界を迎え、26路線中11路線を休止。2011年、負のスパイラルによる利用の減少（6.3万人/年）。2015年、コミュニティバス・デマンド・自家用有償を組み合わせたネットワークの再編（11.2万人/年）。

自治体が積極的に関与し、地域（拠点）ごとの需要に合わせて交通サービスを最適化した。

・地域公共交通に求められる視点

交通サービスの役割分担の明確化と連携強化

広域性の確保

地域住民の協力を含む関係者の連携強化

まちづくり、観光振興などの地域戦略との一体性

具体的で数値化された目標値を設定

→まちづくりと連携する地域公共交通計画により地域に貢献するサービスが実現。

- ・話し合う場としての地域公共交通会議と法定協議会があり、法定協議会の参加者には、住民・利用者代表も含まれているが、自治体によっては議員や職員はダメというところもある。
- ・公的負担の数値目標の設定では、公共交通機関の持続可能性を評価するための数値目標として、行政からの補助が行われている地域で公的負担額（総額、市民一人当たり、利用者一人当たりなど）を設定する。→人口減少があるので、現状維持できればというところが多い。それぞれの自治体で指標の設定の違いはあるが大もとは同じ。総額だと見えにくいですが、青森県下北

地域のように市民一人あたりだとわかりやすい。

- ・計画策定と地域公共交通への補助要件の変更では、地域公共交通計画策定の努力義務化により、今後の地域公共交通（幹線・フィーダー）に対する補助要件が変更。令和7年度から経過措置が終了される想定のため、遅くとも令和5年度から計画策定を始める必要がある。バスの事業年度は10月なので、令和6年の3月までに計画を作らなければならない。

- ・共同体（コミュニティ）で支える仕組みづくりの事例

「乗らない人からお金をもらう 京都市醍醐コミュニティバス」

沿線上の起業・団体から24000円/月から9000円/月の協賛金を拠出し、バス停名称や時刻表に掲示。普段は乗らない個人の応援団から10000円/年（週1相当）から3000円/年（月1相当）の応援金。

自分は乗らなくても、自分に降りかかる不便を思えばお金を出してくれることもあるのでは。乗らない人にも価値があると思ってもらおう。

（3）研修の考察

今回研修に参加し、地域公共交通ということに対し、あらためて自分自身が路線、運行維持という視点だけであったことに気づいた。地域公共交通を含めた「移動」という手段が、住民それぞれの生活、そして地域の活性などのまちづくりに直結する、そうした視点が逆に地域公共交通のあり方とつながってくる、そう強く認識するものであり、今後、武雄市における移動手段、まちづくりとして考える視野が広がった。

研修においては全国のそれぞれの地域の取り組みが紹介され、停留所の位置、住民参加しての検討、地域公共交通の役割などを学ぶことができた。これらは、武雄市においても同様に重ねて検討できるものであるが、あらためて武雄市における地域公共交通計画を再確認しながら担当者との意見交換などを含め、課題の確認、今後の方針などを確認していく必要がある。加えて、最も大事な住民の声を聴いていかなければならない。

武雄市においては車（自家用車）社会であり、それに応じたまちのあり方を考える。しかし、免許を持たない若年者を含め、高齢者、障がい者、妊婦など、地域公共交通の移動手段が必要な方々にとって、武雄市がどのようにあるか、しっかりと見ていくこと、また地域包括ケアシステムにおける拠点整備が各町で行われており、その拠点それぞれの事業との連携なども検討すべきところと考える。

これからの武雄市を考える上で重要な点である「移動」、しっかりと取り組んでいく。

3. 国会議員訪問

2月21日、理学療法士であり参議院議員の田中昌史氏と意見交換を行った。武雄市においては介護予防事業等で理学療法士が地域の事業に参画しており、そうした武雄市の状況の報告等を行い、田中議員からは全国での理学療法士の地域参画の状況なども伺った。また、教育について、不登校者へのオンライン対応についてなどについても意見交換を行うなど、

様々な分野で意見交換を行い、今後も連携をとっていくことを確認した



田中昌史参議院議員と



田中昌史参議院議員との意見交換

様式第9号 (第6条関係)

出 明 細 書

項 目	広報費				
金 額	22,300 円				
摘 要	広報紙印刷代				
支出明細書	種 別	単 価	数 量	金額	
	印刷代	円	1 式	22,300 円	
		計			22,300
	支出明細 (調査旅費用)	目 的	場 所	期 日	人 員
				人	円
		計			

政務活動費 領収書写し《令和4年度分》

【科目】（いずれか1つに○をつける）

調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

金額	¥ 22,300 ~ 円
支払先	株式会社ナカノデザイン
内容	広報紙印刷代

【領収書添付欄】注：領収書が重ならないように貼ってください。

領収証 豊村貴司 様 No. _____

★ ¥ 22,300 -


内訳
 現金 _____ 但 広報紙印刷代として
 小切手 / _____ R5年 / 月 30日 上記正に領収いたしました
 手形 / _____

消費税額等(%) _____

コクヨ ウケ-98

NAKANO DESIGN
 株式会社ナカノデザイン
 佐賀県武雄市若木町本部2502-1
 T.843-0152 T.090 8356 0870

収入印紙





とよむら貴司 議会・活動報告

治水事業について一般質問と武雄市の動き

武雄市として考えるべき大きな課題である治水対策。昨年はこちらについて1年間を通して「開発と治水」として議会でも取り上げました。ここではその経過をご報告します。

武雄市として考える開発と治水

武雄市議会における一般質問には毎回登壇をさせていただいています。治水対策についても何度も質問を行ってきましたが、昨年の3月議会と6月議会では「開発と治水」という点で一般質問を行いました。

武雄市は新幹線も開業し、これから民間の開発なども進んでいく可能性があります。武雄市の発展として必要な部分でもありますが、すでに農地が住宅等に変わってしまっている姿が見られています。農地面積の減少は、武雄市全体として平成26年度は3100ヘクタールであったのに対し、令和2年度では2910ヘクタールと数値的にも農地が減少していることが確認できます。

大雨時に一気に川に流れこみます。田んぼに貯留していた雨水は、開発によって水を貯める場所がなくなったことで、水路が集まり一気に川へと流れまわります。川の水位が上がってしまったり、それ以上に溢れ流れることができなくなり、水路から水が溢れ、内水氾濫が引き起こされます。

すでに水害が多い武雄という点、そして西九州の拠点としての発展を考える武雄という点、開発を考えると、安全で安心して暮らせる環境をどうつくるか、という関係性について武雄市だからこそ考えるべきと、議会での一般質問で問題提起を行いました。小松市長の答弁としては「開発を止めない」ということ、安心できる環境をどうつくるか、この両方をどう図っていくかというものは、今後ぜひ専門家の皆さんの意見も聞いて方向性を決めていきたいと思います」ということでした。部長から「現在は法的に規制する根拠がないため、開発事業者への規制や開発抑制を求めることはできないと考えております」といった答弁もありましたが、私は「常設水害地としての武雄市だからこそ、今回取り上げようとするべき点と考えました」。

開発と治水から特定都市河川の指定へ

先ほどの「開発と治水」の質問から、9月議会では「特定都市河川の指定」について一般質問で提案し、そして市の考えを質問しました。

この特定都市河川の指定については、令和3年11月に流域治水関連法が施行され、今まで都市部でしか指定を受けることができなかった特定都市河川に対しては、武雄市のような内水対策が困難な河川に対しても指定が可能となりました。この指定により、法的枠組みのもとで「流域治水」を強力に推進することで、現在の取り組み以上の重層的な取り組みが可能となるとされています。

この特定都市河川の指定によってハート整備の加速化としての効果、1000㎡以上の開発行為等について貯留浸透対策が必要と雨水対策の義務付けを行い河川に流れこむ水の量を抑制するといった規制、「雨水を貯めたり地下に浸透させる施設の新設に対して補助金などの支援措置が行われる」などの雨水貯留浸透施設の整備促進、「対策後の土地の状況に応じた土地対策が可能となる」などが言われています。つまり、これまでに以上に治水を進めることができるという点です。

これまで取り組んでいる治水事業を行っても、なお床上浸水が残る、シミュレーションされているだけに、それ以上の取り組みの道があれば取り組むべきと思ひ、こうした特定都市河川の指定に向けて武雄市として取り組むべきことを一般質問として、2回災害がありまして、住民の命を守ることに第一であるという点で、この特定都市河川を指定してもらおうということ、これを本市は目指すべきだと私は考えています。今現在、その効果については調査中ではありますが、今後も協議を続けていきたくあります。

特定都市河川については広報武雄の2022年11月号にも掲載されました。

治水対策についての要望活動

令和4年11月7日と8日で治水対策についての要望活動を実施。小松市長や市の担当部長等とともに、議会からは吉川議長と常設水害地対策特別委員会の田中委員長、そして産業建設常任委員会の委員長として私が出席し、武雄河川事務所、九州地方整備局、国土交通省、自民党本部などを回り、武雄市の水害状況の説明と治水対策のこと、また特定都市河川の指定に向けて武雄市として動くことの説明を行いました。

特定都市河川については、九州ではまだ指定を受けているところがなく、その方針を決めた武雄市に対して、各方向からサポートする旨のお話も聞かれました。

私もそれぞれの現場で意見を述べましたが、治水対策を進めるためにも、また特定都市河川の指定を受け事業を進められるためにも、こうした要望活動を行いつながりながら直接訴えていくことの必要性を感じました。



1. 自民党の連綿下野党議員と
2. 国土交通省にて
3. 国土交通省での要望活動

特定都市河川指定に向けた動き

令和4年11月29日に、六角川水系流域治水協議会が開かれ、武雄市は国に指定に向けて申請することを決定。新聞記事では「雨水貯留槽の設置などに整備することが義務付けられる。整備費には国から2分の1の補助があり、武雄市も独自の助成を検討している」とありました。

六角川には武雄市以外の自治体も流域自治体としてあり、それぞれの自治体の被害含めた状況の違いもあり、武雄市単独（一部野野野含む）での動きとなりますが、それでも私は武雄市の考えを同様に単独であっても進めていくべき取り組みと考えています。

その他 武雄市の治水事業

この特定都市河川の指定に向けた動きだけでなく、同時に治水事業として進めることができる点について12月議会でも質問を行いました。

武雄市としては、内水調査をもとにした対策の検討、ため池の調査と活用に向けての検討、またこれまで多くの農業者の皆様に協力いただき、これら田んぼダムに加え、子育て世帯が多く、また治水という点を合わせて考えた遊水公園の整備に向けた調査（武雄町永島区と朝日町甘久区が対象）や六角川洪水調整池の早期完成に向けた国への要望などが継続して行われています。他にも現在は六角川のヨシの繁茂を抑制する工事や北方町の広田川排水機場新設工事なども行われています。

高低差が少ない六角川として有明海の潮位の影響を受けるとされている点もポイントと考え、河口堰の活用についても意見を述べていますが、この点は引き続き協議等の状況を確認していきます。

とよむらの視点



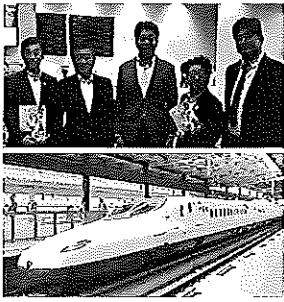
昨年新幹線が開業し、そしてコロナ禍においても全国旅行支援やインバウンドの受け入れ再開もあり、武雄市においても人の動きが再び見られるようになってきています。こうした動きを継続できるようにしていかねばなりません。そのためには行政だけではなく、民間の活力も必要です。しかし、民間が武雄で動きたいと思っても、進出・活動しやすくなるためには、市がどのようにあるか、制度づくりや、仕掛け、仕組みづくりなど取り組まなければならない面もあります。官民が一体となってコミュニケーションをとりながら西九州の拠点としての武雄市を作っていく。新たな時代に武雄は入ったと思っております。人口減少社会に向き合い、西九州の雄として武雄を持続可能なまちにしていく。その思いをもって皆様とまちに取り組んでいきます。今年も引き続き、どうぞよろしくお願ひ致します。

旧市役所跡地などの活用について

新幹線開業後、付近の空いている公共空間の活用は必須！

「旧市役所跡地」や「松原交差点そばの空き地」などになっている。また「高架下」などの活用を検討するための事業が武雄市でも行われてきましたがいまだ具体的な方針が見えておらず、昨年の議会において、設置間取りを上げました。

12月議会での答弁として「旧市役所跡地は、新幹線開業後は宿泊施設が不足しているという声もあり、宿泊施設を含め集客施設など、関係団体と協議しながら進めていく。第3駐車場につきまとは「昼夜を問わず市内外の利用者が多いことから、ここはやはり駐車場として進めてまいりたいと考えている。高架下についてはワーケーションやオフィス等にも利用できるコンテナオフィスの設置や、市民来訪者の多い旧市役所跡地の活用と関連性を持ちながら、民間からの提案を含め幅広く検討していく」とあり、今後のスケジュールとしては「12月下旬に市場調査の要領案の作成、関係団体の意見聴取、3月上旬には要領案をまとめて、3月下旬より市場調査を実施し、令和5年度以降に事業者選定、それから開発の着手を目指して進んでまいりたい」ということでした。



昨年10月、私の高校の同級生である長崎県の本県議員から連絡あり、武雄市にて小松市長、市議員と共に長崎県議会公明党議員団の皆さんと意見交換しました。

武雄温泉駅にも近く、温泉や図書館などを結ぶエリアに位置する公共空間、新幹線開業の効果も高めるためにも、早期に武雄市として空間の活用について方向性を示し、民間の動きを高め、武雄の活性化につなげていかなければならないと考えます。

防災情報発信システムについて

「武雄市は小松市長に4億円請求するように」という判決が出された防災情報発信システムの問題について、私も毎日のように市民の方から質問や意見をいただきます。

これまで屋外に設置してある防災行政無線では災害発生時に十分に情報が家庭内に届かず避難等にも影響があることから、しっかりと情報市民の皆様に伝えるために戸別受信機による防災情報発信システムを整備が武雄市の事業として令和2年から行われました。

今回の裁判では、市が主張してきたシステム構築としての委託事業という点、また議会の議決を経なかったことなどに対し、受信機の購入は財産の買入れにあたる、設置作業は工事にあたるから議会の議決が必要であった。そして議決を経なかった小松市長に過失があると判断されました。また議決にかけられていた、有線の戸別受信機ではなく無線の戸別受信機になっていた可能性もあるとし、今回の4億円もの請求という判決が出されました。

判決後に市から議員全員への説明と意見交換の場が11月22日に開催されました。議会の多くの議員が疑問に思っていたのは、「なぜ議会にかけなかったのか」という点。ただ、これは、これまでの議会での質問に対し「弁護士と相談し、法的に問題ないことが確認されたから」という答弁がされていたこともあり、私達もそう理解していたのです。11月22日の協議の場に出席された顧問弁護士の方に意見を求めたところ、「明確に議決を諮るべきだと強く市には伝えたと、これまでの答弁と全く違う内容のもので同意したものでした。もちろんその場に市の関係者はいましたが、顧問弁護士の発言に対する否定はなく、「顧問弁護士からの意見を受けた後、全庁的に（議員間で）協議を行い、議会にかけないことにした」ということでした。私はその協議の場で「特別委員会を設置してしっかりと調査を行うべき」と提案しました。

12月22日、防災情報発信システム問題対策特別委員会が設置され第1回目の協議が開かれました。市がなぜ議会にかけないということになったのか、この点については「過去の委託の例を参考にし、それら前例との整合性を保つためにつなげないことと判断した」ということでした。私からは

①原因究明、②責任、③再発防止策の全てを明確にする必要があると訴え、また議会に諮らないうことについて、議会関係者に相談はしなかったのかと質問を行いました。

1月12日、第2回目の特別委員会が開かれました。市としては顧問弁護士が議会に諮るべきと助言したにも関わらず過去の委託にこだわらずきた点は誤った判断だった、「審査体制が構築できておらず、事前チェックが機能していなかった」、「議会の説明不足などが考えられる」と原因を述べられました。私からはこうして判断を行った点について、事業を管理する管理者の問題について訴えました。

次回、1月20日に第3回目の委員会が開催されることになりました。ここでは再発防止や今後の対応について協議が行われました。

裁判の判決では「議会にかけなければ無線の機種に変わっていた可能性もある」という裁判官の考えから、現在設置されている有線での機種にかかった費用の約4億円を小松市長が武雄市に戻すようなことが言われています。市が武雄市に戻す機種を否定する点については私は同意できないところ。令和2年9月14日に、議会全員に対して有線の戸別受信機についてや防災情報発信システムについての説明などがあり、確実に情報を届けるものとして、また障害発生時の復旧などについても説明があり、私は有線での戸別受信機については納得するものでしたので、裁判によって、この点が4億円もの請求となることについては同意できません。この点は市も同様の考えであり、控訴して意見を述べるといふことでした。

市と議会との関係性。この点が今回の問題の原因の一つにもなっていると私は考えます。今回の調査委員会では「原因究明・責任再発防止」の3点をしっかりと議会、市民の皆様にも説明できるようにと私からは訴えています。

理学療法士として

理学療法士であり地方議員である人の数は全国で20数名いるという月に。私もその中の一人であり、昨年11月に日本理学療法士協会において全道道庁の理学療法士会の組織運営に携わられている役員の方々に対象にした研修会が

開かれ、静岡県職員の方や大阪府大東市職員（理学療法士）の方とともに私も理学療法士の立場でもあり地方議員として行政との関わりについて講演とシンポジウムに登壇しました。

また1月12日には兵庫県理学療法士連盟からの依頼により、オンラインでの講演を行いました。こうして理学療法士としての政治への関わりに関心をもっただけでなく、またお声をかけていただけに、私も自身あらためて自分の考えを整理するなど学ぶ機会となりました。



日本理学療法士協会本部でのオンラインでの全国に向けての研修

地域生活について

デイサービスでの勤務をしながら川登や武雄、橋本などの高齢者の皆様と多く話をします。感じるのは地域の公共交通について、特に独居の方は移動手段がないことから頼られているのはタクシーが多い。しかし、タクシーも費用はかかる。また最近はずいぶんタクシーがつかまらないことも多いという声。バスについてはバス停までは遠い。買い物は移動販売車が定期的に来てくれるので、それで助かっている。こうした声が多く聞かれています。

現在、市内各町においては地域包括ケアシステムとして、住みながら地域に安心して暮らしていけるようにと、支え合いの仕組みづくりに向けた取り組みが動き出し始めたところではあります。高齢者にとって、買い物や移動など、武雄市においても「ほんわか」などありますが、それらを含めあらためて調査しながら安心して暮らしていくための検討を今年度しっかりと取り組んでいきます。

とよむら貴司後援会
TEL.090

公式ホームページ

とよむら貴司

検索

toyomurakashikouenkai.jimdofree.com

WEB



LINE



Instagram



facebook



発行者/豊村貴司 〒843-0021 武雄市武雄町大字永島14924-7 (メール)toyomuratakashi@gmail.com

討議資料

様式第9号 (第6条関係)

支出明細書

項 目	資料作成費				
金 額	959 円				
摘 要	資料作成費				
支出明細書	種 別	単 価	数 量	金 額	
	インクカートリッジ	959 円	1 個	959 円	
		計			959
支出明細 (調査旅費用)	目 的	場 所	期 日	人 員	金 額
				人	円
		計			

政務活動費 領収書写し《令和4年度分》

【科目】（いずれか1つに○をつける）

調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

金額	959 円
支払先	ケーズデンキ武雄店
内容	インクカートリッジ

【領収書添付欄】注：領収書が重ならないように貼ってください。

※領収書別紙

新製品が安い
KS ケーズデンキ

お買上げ明細

2022年11月 2日(水) 13時56分

【お名前】 (3229000015983)
 ｽｲﾁ ﾏｯﾌﾟ
末藤 正幸 様
 会員番号 [REDACTED]

<明細>

1 ●インクカートリッジ キヤノン 4549292033311. BCI-371XLM	1点	10% ¥959	・ 持帰
クーポン値引500円 5%値引対象			
	1点/合計	¥959	
税率別内訳 /	課税対象額 10%	¥959	
	(内消費税額)	¥87	

[0533229-053035187-2310004234140]

領収証

2022年11月 2日(水) 13時56分

様
金額 ¥959
 (内消費税等 ¥87)
 税率別内訳 / 課税対象額 10% ¥959
 (内消費税額 ¥87)
 但し、お品代として
 上記金額正に領収致しました。

<決済内訳>

クレジット	トヨタカード	¥959
	(内消費税等)	¥87

ケーズデンキ武雄店
 電話番号 0954-20-1550
 販売担当者035187 [REDACTED]

店コード 2200005332290
 売上伝票番号 2310004234140

↓↓【求人情報】詳しくはこちらから↓↓



様式第9号 (第6条関係)

支 出 明 細 書

項 目	資料購入費				
金 額	48,411円				
摘 要	書籍購入、日刊紙購読				
支 出 明 細	種 別	単 価	数 量	金 額	
	書籍購入	2,420円	1冊	2,420円	
	書籍購入	831円	11ヶ月	9,141円	
	佐賀新聞	3,350円	11ヶ月	36,850円	
		計			48,411円
支 出 明 細 (調査旅費用)	目 的	場 所	期 日	人 員	金 額
				人	円
		計			

政務活動費 領収書写し《令和4年度分》

【科目】（いずれか1つに○をつける）

調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 **資料購入費** 人件費 事務所費

金額	2,420 円
支払先	蔦屋書店 武雄市図書館
内容	書籍 監査必携 第四版

【領収書添付欄】注：領収書が重ならないように貼ってください。

領収書
 末藤正幸 様
 領収日 2022年09月17日
 領収書No. 0016109309
 (伝票 No. 0016109309)
 ¥2,420-
 (内 (10%) 税抜 ¥2,200- 消費税 10% ¥220-)
 (内 (8%) 税抜 ¥0- 消費税 8% ¥0-)
 注) §は軽減税率 (8%) 適用商品
 クレジットカード払いによる支払 (¥2,420-)
 但し、書籍代とし
 上記正に領収いたしました 扱者 セルフレジ
 蔦屋書店 武雄市図書館 0954-20-0300
 佐賀県武雄市武雄町大字武雄 5 3 0 4 - 1

蔦屋書店
 TSUTAYA BOOKS

蔦屋書店 武雄市図書館
 TEL 0954-20-0300

ご利用ありがとうございます
 レジNo.0016
 伝票No.0016109309 -001
 2022年09月17日(土) 14時11分

取引レシート
 営業日 2022年09月17日(土)

会員NO.****-****-****836-1 V

書 監査必携<第四版>
 9784474068865 1 2,420

小計 1 2,420
 注) §は軽減税率 (8%) 適用商品


合計 2,420
 ※内訳(10%) 2,200
 (消費税) 220
 ※内訳(8%) 0
 (消費税) 0
 カジット 2,420

今回付与ポイント 合計 55P
 通常 11P
 ポイント 44P
 (内、期間固定ポイント 44P*)
 利用可能ポイント数 91P
 利用可能残高 ¥0

本日付与されたポイントは2~3日以降に反映されます。ポイント付与時に、Tカードが無効の場合は、ポイントは貯まりません。詳細はtsite.jpにてご確認下さい。

扱者 セルフレジ

2022年秋 あちこちトクキャンペーン
 有効なTカードをご提示の上
 QUICKPayを
 ご利用されたお客様に
 Tポイント20倍!
 (通常ポイント1倍+期間Tポイント10倍)
 2022年9月28日(日)まで 詳しくはこちら




政務活動費 領収書写し《令和4年度分》

【科 目】（いずれか1つに○をつける）

調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

金 額	9, 1 4 1 円
支 払 先	(株)中央文化社
内 容	地方議会人購読費

【領収書添付欄】注：領収書が重ならないように貼ってください。

9, 9 7 2 円×1 1 / 1 2 月=9, 1 4 1 円

領 収 証

豊村 貴司 様

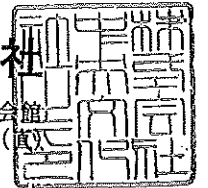
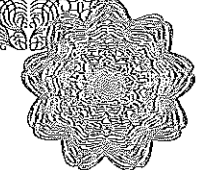
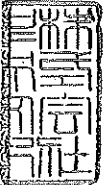
令和5年3月24日

¥ 9,972

但し 地方議会人 令和4年4月～令和5年3月
上記の金額正に領収いたしました

株式会社 中央文化社

東京都千代田区一番町25全国町村議員会館
〒102-0082 電話 03(3264)2457(直)



政務活動費 領収書写し《令和4年度分》

【科目】（いずれか1つに○をつける）

調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

金 額	36,850 円
支 払 先	岩崎新聞店
内 容	日刊紙購読料

【領収書添付欄】注：領収書が重ならないように貼ってください。

※領収書別紙

佐賀新聞購読料		
月分	金 額	
5月	3,350	
6月	3,350	
7月	3,350	
8月	3,350	
9月	3,350	
10月	3,350	
11月	3,350	
12月	3,350	
R5.1月	3,350	
2月	3,350	
3月	3,350	
合計	36,850	

2022年 9月分 領収証 発証No. 00000414-202209-1
末藤正幸様

品名	部数	金額	合計金額
佐賀新聞 ※	1	3,350	¥3,350 (消費税込み)

毎度ご購入有難うございます。上記金額正に領収致しました。

※は軽減税率対象(8%)
その他は税率(10%)



佐賀新聞
朝日新聞
毎日新聞
西日本新聞
日本経済新聞

岩崎 宏太
武雄市山内町宮野91-178
TEL・FAX 45-4606
☎0120-09-4606

領収日	領収印
/	/

2022年 5月分 領収証 発証No. 00000414-202205-1
末藤正幸様

品名	部数	金額	合計金額
佐賀新聞 ※	1	3,350	¥3,350 (消費税込み)

毎度ご購入有難うございます。上記金額正に領収致しました。

※は軽減税率対象(8%)
その他は税率(10%)



佐賀新聞
朝日新聞
毎日新聞
西日本新聞
日本経済新聞

岩崎 宏太
武雄市山内町宮野91-178
TEL・FAX 45-4606
☎0120-09-4606

領収日	領収印
/	/

2022年 10月分 領収証 発証No. 00000414-202210-1
末藤正幸様

品名	部数	金額	合計金額
佐賀新聞 ※	1	3,350	¥3,350 (消費税込み)

毎度ご購入有難うございます。上記金額正に領収致しました。

※は軽減税率対象(8%)
その他は税率(10%)



佐賀新聞
朝日新聞
毎日新聞
西日本新聞
日本経済新聞

岩崎 宏太
武雄市山内町宮野91-178
TEL・FAX 45-4606
☎0120-09-4606

領収日	領収印
/	/

2022年 7月分 領収証 発証No. 00000414-202207-1
末藤正幸様

品名	部数	金額	合計金額
佐賀新聞 ※	1	3,350	¥3,350 (消費税込み)

毎度ご購入有難うございます。上記金額正に領収致しました。

※は軽減税率対象(8%)
その他は税率(10%)



佐賀新聞
朝日新聞
毎日新聞
西日本新聞
日本経済新聞

岩崎 宏太
武雄市山内町宮野91-178
TEL・FAX 45-4606
☎0120-09-4606

領収日	領収印
/	/

2022年 8月分 領収証 発証No. 00000414-202208-1
末藤正幸様

品名	部数	金額	合計金額
佐賀新聞 ※	1	3,350	¥3,350 (消費税込み)

毎度ご購入有難うございます。上記金額正に領収致しました。

※は軽減税率対象(8%)
その他は税率(10%)



佐賀新聞
朝日新聞
毎日新聞
西日本新聞
日本経済新聞

岩崎 宏太
武雄市山内町宮野91-178
TEL・FAX 45-4606
☎0120-09-4606

領収日	領収印
/	/

2023年 3月分 領収証 発証No. 00000414-202303-1

末藤正幸様

品名	金額
佐賀新聞 ※	3,350
(消費税込み)	

品名	金額
佐賀新聞 ※	3,350
(消費税込み)	

毎度ご購入有難うございます。上記金額正に領収致しました。

※は軽減税率対象(8%)
その他は税率(10%)



岩崎新聞

岩崎 宏太
武雄市山内町宮野91-178
TEL・FAX 45-4606
☎0120-09-4606

佐賀新聞
朝日新聞
毎日新聞
西日本新聞
日本経済新聞

2022年 11月分 領収証 発証No. 00000414-202211-1

末藤正幸様

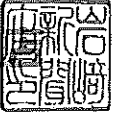
品名	部数	金額
佐賀新聞 ※	1	3,350

合計金額
¥3,350
(消費税込み)

毎度ご購入有難うございます。上記金額正に領収致しました。

※は軽減税率対象(8%)
その他は税率(10%)

岩崎新聞



佐賀新聞
朝日新聞
毎日新聞
西日本新聞
日本経済新聞

岩崎 宏太
武雄市山内町宮野91-178
TEL・FAX 45-4606
☎0120-09-4606

領収日	領収印
/	/

2022年 12月分 領収証 発証No. 00000414-202212-1

末藤正幸様

品名	部数	金額
佐賀新聞 ※	1	3,350

合計金額
¥3,350
(消費税込み)

毎度ご購入有難うございます。上記金額正に領収致しました。

※は軽減税率対象(8%)
その他は税率(10%)

岩崎新聞



佐賀新聞
朝日新聞
毎日新聞
西日本新聞
日本経済新聞

岩崎 宏太
武雄市山内町宮野91-178
TEL・FAX 45-4606
☎0120-09-4606

領収日	領収印
/	/

2023年 1月分 領収証 発証No. 00000414-202301-1

末藤正幸様

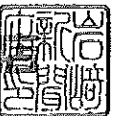
品名	部数	金額
佐賀新聞 ※	1	3,350

合計金額
¥3,350
(消費税込み)

毎度ご購入有難うございます。上記金額正に領収致しました。

※は軽減税率対象(8%)
その他は税率(10%)

岩崎新聞



佐賀新聞
朝日新聞
毎日新聞
西日本新聞
日本経済新聞

岩崎 宏太
武雄市山内町宮野91-178
TEL・FAX 45-4606
☎0120-09-4606

領収日	領収印
/	/

2023年 2月分 領収証 発証No. 00000414-202302-1

末藤正幸様

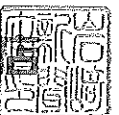
品名	部数	金額
佐賀新聞 ※	1	3,350

合計金額
¥3,350
(消費税込み)

毎度ご購入有難うございます。上記金額正に領収致しました。

※は軽減税率対象(8%)
その他は税率(10%)

岩崎新聞



佐賀新聞
朝日新聞
毎日新聞
西日本新聞
日本経済新聞

岩崎 宏太
武雄市山内町宮野91-178
TEL・FAX 45-4606
☎0120-09-4606

領収日	領収印
2/26	/

様式第9号 (第6条関係)

出 明 細 書

項 目	事務所費				
金 額	53,147 円				
摘 要	インターネット利用料 携帯電話使用料				
支出明細書	種 別	単 価	数 量	金 額	
	インターネット利用料		R4/5~R5/3	19,360 円	
	携帯電話使用料		R4/5~R5/3	33,787	
		計			53,147
支出明細 (調査旅費用)	目 的	場 所	期 日	人 員	金 額
				人	円
		計			

政務活動費 領収書写し《令和4年度分》

【科 目】（いずれか1つに○をつける）

調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

金 額	19,360 円
支 払 先	テレビ九州株式会社
内 容	インターネット利用料

【領収書添付欄】注：領収書が重ならないように貼ってください。

※領収書別紙

インターネット使用料		
月分	利用金額	1/2
5月	3,520	1,760
6月	3,520	1,760
7月	3,520	1,760
8月	3,520	1,760
9月	3,520	1,760
10月	3,520	1,760
11月	3,520	1,760
12月	3,520	1,760
R5. 1月	3,520	1,760
2月	3,520	1,760
3月	3,520	1,760
合計		19,360

末藤 正幸 様

契約場所: 山内町犬走

領収明細書

摘要		金額	引落日	
年	月		年	月
令和 4 年	4 月	3,520	令和 4 年	4 月
令和 4 年	5 月	3,520	令和 4 年	5 月
令和 4 年	6 月	3,520	令和 4 年	6 月
令和 4 年	7 月	3,520	令和 4 年	7 月
令和 4 年	8 月	3,520	令和 4 年	8 月
令和 4 年	9 月	3,520	令和 4 年	9 月
令和 4 年	10 月	3,520	令和 4 年	10 月
令和 4 年	11 月	3,520	令和 4 年	11 月
令和 4 年	12 月	3,520	令和 4 年	12 月
令和 5 年	1 月	3,520	令和 5 年	1 月
令和 5 年	2 月	3,520	令和 5 年	2 月
令和 5 年	3 月	3,520	令和 5 年	3 月
合 計		42,240		

上記、金額を引落日にご指定の口座より正に領収いたしました。

令和 5年 3月29日

佐賀県嬉野市嬉野町大字下野甲716-21



株式会社 三ツツツ

TEL 0954-20-2580

FAX 0954-20-2550

政務活動費 領収書写し《令和4年度分》

【科 目】（いずれか1つに○をつける）

調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

金 額	33,787 円
支 払 先	NTTファイナンス株式会社
内 容	携帯電話利用料金

【領収書添付欄】注：領収書が重ならないように貼ってください。

※領収書別紙

携帯電話使用料		
月	利用金額	1/2
5月	4,621	2,310
6月	6,060	3,030
7月	6,722	3,361
8月	5,789	2,894
9月	5,732	2,866
10月	6,043	3,021
11月	7,007	3,503
12月	6,330	3,165
R5.1月	6,984	3,492
2月	5,412	2,706
3月	6,878	3,439
合計		33,787



〒849-2301

武雄市山内町 大字犬走

末藤 正幸 様



023033201054011159

発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター

お問合せ先 0800-333-0500

受付時間 9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒810 福岡市中央区白金

-0012 1-20-3 紙と薬院ビル

8515A01040001-000100

電話料金等ご利用料金証明書

電話番号等 090-

年月分	ご利用金額	支払年月日	記 事
2022年 4月分	5,823円	2022年 4月 7日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2022年 5月分	4,621円	2022年 5月10日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2022年 6月分	6,060円	2022年 6月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2022年 7月分	6,722円	2022年 7月 7日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2022年 8月分	5,789円	2022年 8月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2022年 9月分	5,732円	2022年 9月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2022年10月分	6,043円	2022年10月 7日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2022年11月分	7,007円	2022年11月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2022年12月分	6,330円	2022年12月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2023年 1月分	6,984円	2023年 1月10日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2023年 2月分	5,412円	2023年 2月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2023年 3月分	6,878円	2023年 3月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
合計	73,401円		

※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。

※2 本書は、一括請求回線単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。

※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2023年 3月21日

NTTファイナンス株式会



〒108-0075 東京都港区港南1-2-70